

平成28年8月26日



担当課	学校教育課
担当者	東 康修
電話	(073) 435-1139
内線	3129

パブリックコメント

和歌山市家庭教育支援条例（案）の概要に対する 市民意見募集について

趣 旨

家庭教育は、全ての教育の出発点であると言われています。基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、人に対する信頼感、他者への思いやりや善悪の判断などは家族のふれあいを通じて、家庭の中で育まれてきました。また、子どもを取り巻く地域社会が一体となって、子どもたちの健やかな成長を見守り、支えてきました。

しかし近年は、急速な少子化の進行や核家族化などにより、人間関係が希薄になり、家庭が孤立し、保護者の子育てへの不安や負担感が増大しています。また、家庭や地域の教育力、子育て力が低下してきているとも言われています。

本市では、こうした家庭と社会の変化を踏まえ、家庭教育の意義を見つめ直すとともに家庭を取り巻く学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政その他地域社会全体が家庭教育の自主性を尊重し、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、より一層の連携を図り、家庭教育を支えていくことが必要であると考え、家庭教育支援条例の制定を検討しています。

そこで、この条例の検討を進める上で、条例の概要を公開し、広く市民の皆様からご意見を募集します。

期 間

平成28年8月26日（金）から平成28年9月26日（月）まで

資料の閲覧方法等

○インターネット 和歌山市ホームページ
(トップページ > 市民のみなさまの声 > パブリックコメント)

○閲覧場所 和歌山市教育委員会学校教育課（市役所本庁舎11階）
総務課資料コーナー（市役所本庁舎1階）

○公表資料 和歌山市家庭教育支援条例（案）の概要について

意見提出方法

○住所、氏名及び電話番号を記載の上、学校教育課まで電子メール、郵送、FAX又は課まで持参のいずれかの方法で提出してください。（出来る限りホームページ上の所定書面を使用してください）

○いただいた意見への回答等は、後日市ホームページでまとめて公表します。

和歌山市家庭教育支援条例（案）の概要について

和歌山市では、家庭教育の支援に関する基本理念を定め、市民のみなさんをはじめ、学校等、地域活動団体、事業者、行政等各関係機関が協力し、家庭教育を支援する施策を推進していくための条例の制定を検討しています。

～条例の制定に向けて、市民の皆様からのご意見を募集します～

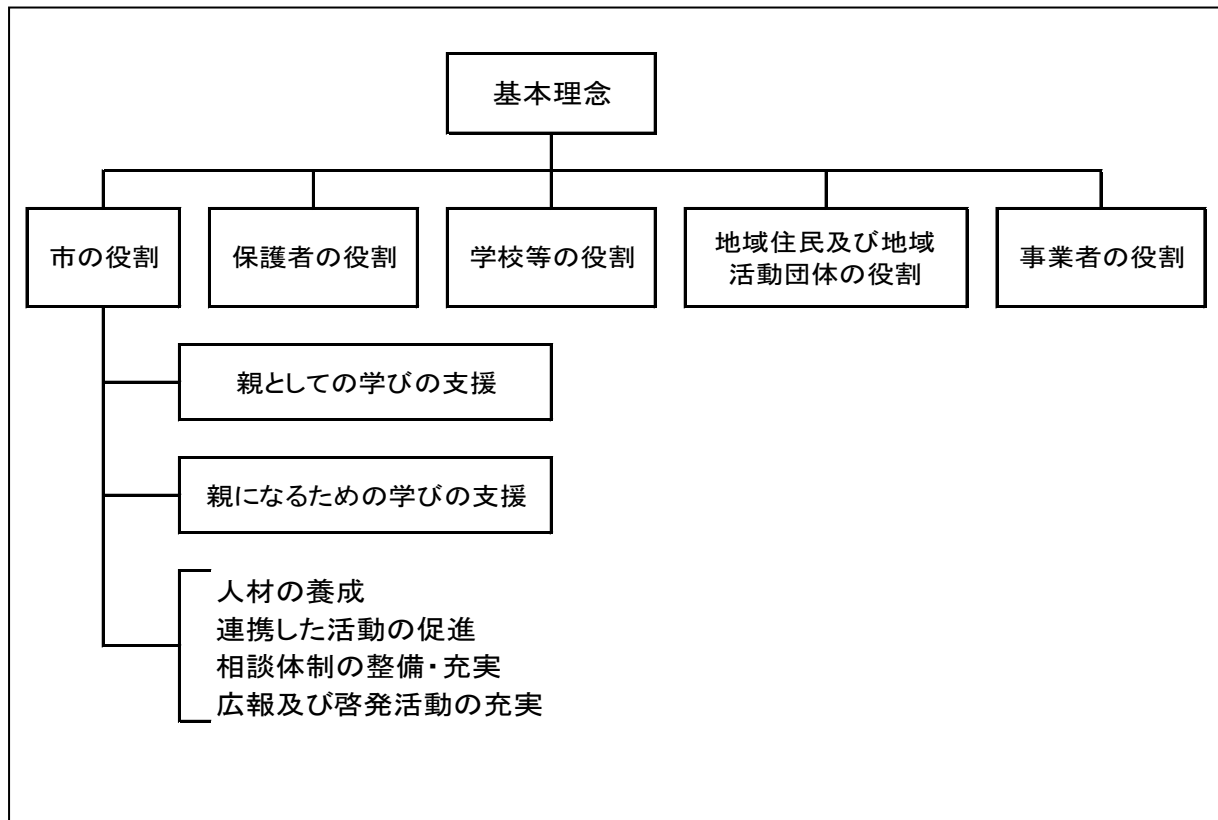
1 条例制定の趣旨

家庭教育は、全ての教育の出発点であると言われています。基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、人に対する信頼感、他者への思いやりや善悪の判断などは家族のふれあいを通じて、家庭の中で育まれてきました。また、子どもを取り巻く地域社会が一体となって、子どもたちの健やかな成長を見守り、支えてきました。

しかし近年は、急速な少子化の進行や核家族化などにより、人間関係が希薄になり、家庭が孤立し、保護者の子育てへの不安や負担感が増大しています。また、家庭や地域の教育力、子育て力が低下してきているとも言われています。

本市では、こうした家庭と社会の変化を踏まえ、家庭教育の意義を見つめ直すとともに家庭を取り巻く学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政その他地域社会全体が家庭教育の自主性を尊重し、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、より一層の連携を図り、家庭教育を支えていくことが必要であると考えています。

2 条例の構成



3 条例の概要

①それぞれの役割を明確にしています。

保護者 第一義的責任

- ・子どもの生活のために必要な習慣を確立する
- ・子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る
- ・自らが親として成長するよう努める

学校等 保護者、地域住民及び地域活動団体と連携

- ・子どもの健全な成長のために必要な生活習慣を身につけさせる
- ・子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める

地域住民及び地域活動団体 保護者、学校等と連携

- ・家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努める
- ・地域における歴史、伝統、文化及び行事等を通じ、子どもの健全な育成に努める
- ・地域活動団体は、家庭教育を支援するための取組を行うよう努める
- ・地域住民及び地域活動団体は、家庭教育を支援するための施策に協力するよう努める

事業者 保護者の役割の重要性の認識

- ・雇用する従業員の健康と安心を確保する
- ・就業環境の整備を行う
- ・家庭教育を支援するための施策に協力するよう努める

②家庭教育を支援するための施策をすすめていきます。

親としての学びの支援 子どもの発達段階に応じた家庭教育、子育ての知識を学ぶ

- ・親としての学びを支援する学習の方法を開発し、普及を図る
- ・親としての学びを支援する学習の機会を提供する
- ・学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が、親としての学びを支援する学習の機会を提供することを支援する

※「親としての学び」・・・子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育に関する知識、子育ての知識その他の親として必要なことを学ぶこと

親になるための学びの支援 将来親になるための保護者の役割、子育ての意義を学ぶ

- ・親になるための学びを支援する学習の方法を開発し、普及を図る
- ・親になるための学びを支援する学習の機会を提供する
- ・学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が、親になるための学びを支援する学習の機会を提供することを支援する

※「親になるための学び」・・・子どもが将来親になるために必要となる保護者の役割、子育ての意義等について学ぶこと

人材の養成

- ・家庭教育を行う人材の養成、資質の向上に努める
- ・人材のネットワークの構築及びその拡充に努める

連携した活動の促進

- ・保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動を促進する

相談体制の整備・充実

- ・家庭教育及び子育てに関する相談に応じるために相談体制の整備、充実を図る
- ・相談窓口の周知その他の必要な施策を実施する

広報及び啓発活動の充実

- ・家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う
- ・家庭の果たす役割の重要性について、市民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行う
- ・家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取り組みを実施する
- ・家庭教育の支援に関する事例の紹介その他の必要な施策を実施する

～この条例に関してのご意見をお待ちしています～

【お問い合わせ先（意見の提出先）】

和歌山市教育委員会 学校教育部 学校教育課

住 所：〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

T E L：073-435-1139

F A X：073-431-9629

E-mail:gakkokyoiku@city.wakayama.lg.jp